

令和3年度国民健康保険料率の見直しについて（参考資料）

1 保険料率を現行どおりとした場合と見直した場合の比較

- ・ 賦課総額▲8.5%
- ・ 一人当たり保険料▲7.9%

2 モデルケースの比較

現行どおり：保険料率を現行どおり据え置いた場合

見直し案：保険料率を見直し案のとおり引き下げた場合

A 所得250万円（30代夫婦 子1人）

	現行どおり	⇒		見直し案	
医療分	242,640円		医療分	210,970円	年額 ▲31,700円の減 (1期当たり▲3,170円)
支援分	92,490円		支援分	92,490円	
介護分	0円		介護分	0円	
計	335,100円		計	303,400円	

B 所得250万円（40代夫婦 子2人）

	現行どおり	⇒		見直し案	
医療分	242,240円		医療分	210,670円	年額 ▲36,100円の減 (1期当たり▲3,610円)
支援分	92,290円		支援分	92,290円	
介護分	70,280円		介護分	65,740円	
計	404,800円		計	368,700円	

C 年金年収150万円（68歳夫婦）

	現行どおり	⇒		見直し案	
医療分	21,100円		医療分	19,000円	年額 ▲2,100円の減 (1期当たり▲210円)
支援分	8,100円		支援分	8,100円	
介護分	0円		介護分	0円	
計	29,200円		計	27,100円	

【参考】

所得250万円の具体例

○給与所得の場合

給与所得250万円＝給与収入367.5万円－給与所得控除額117.5万円

○事業所得の場合（農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得）

事業所得250万円＝総収入金額－必要経費

○不動産所得の場合

不動産所得250万円＝総収入金額－必要経費